

特記事項

1 業務箇所

路河川名	市町村名	箇所名
(主) 中野豊野線	中野市	栗林外 1箇所

2 業務内容

業務	延長等 業務内容	
測量業務	・道路台帳修正 1式 L=0.60km	別添図の有・無 <input checked="" type="radio"/> 有・無
設計業務		別添図の有・無
調査業務		別添図の有・無

3 業務期間

日数 60 日間

完了期限 令和一年一月一日迄

4 成果品

測量業務	特記仕様書に示す成果品 1式
解析業務	
調査業務	

5 業務委託するに当たっての条件等

項目	内容（別添とする場合はその旨記載）
その他	別紙 特記仕様書のとおり

技術者の配置について

①技術者の要件は、入札公告に記載のとおりです。

6 長野県が定めた共通仕様書及び特記事項を熟読し、疑義がある場合は入札前（あらかじめ指定された期日）までに書面で質問書を提出してください。なお、回答はホームページに掲載されます。

7 本業務は「ウィークリースタンス実施要領（別添）」に基づきウィークリースタンスを実施する業務です。

特 記 仕 様 書

1 適用範囲

本特記仕様書は令和7年度 志賀中野有料道路 道路台帳修正業務（主）中野豊野線 中野市 栗林外1箇所 について適用する。

2 業務管理

委託者は、「委託契約書」、「設計図書」、「本特記仕様書」、長野県土木部監修「設計・測量・調査業務委託関係集」の定めのほか、業務打合せ書及び関係法規を尊重し、施行しなければならない。

3 秘密の保持

受託者は、業務内容及びその成果を発注者の承認を得ずに第三者に知らせてはならない。

4 業務内容

本業務は、当該地区において行われた一般道路化に伴う工事における事業成果を道路法第28条に規定されている道路台帳の整備に反映させ、今後の道路計画、管理、現況調査等の資料にすることを目的とする。

業務内容は、設計書並びに仕様書に示す他、該当箇所について基準点測量・平面測量を行い、道路台帳の図面及び関係調書の補正及び作成等を行うものである。

道路台帳整作成(平面測量)変化率は以下1)、2)による。

1) 交通量の補正は「3000 台/12h 以上」とする。

2) 地形地物の補正は「耕地、原野森林」とする。

安全比率は「その他」とする

基準点数量は標準的に算出しているため、現地既知点を利用出来る場合や亡失して利用出来ない等により、数量の変更が必要となる可能性があるため、作業前に協議を行うこと。

5 留意事項

1) 変更請負額の算定は以下のとおりとする。

変更請負額 = (当初請負額 / 当初設計額) × (発注者が積算した変更設計額) ただし税抜き変更請負額は千円以下切り捨てとする。)

2) 安全対策について

測量作業に係わる労働災害、公衆災害に対する対応策を講じると共に、その具体について業務計画書に記載すること。

3) 成果品について

成果品として以下1式を提出すること。（詳細については監督員と協議すること）

①道路台帳（当該調書第1～6表）	1部
②道路台帳図白焼製本（平面図・用地図の1/500及び1/1500）	各1部
③道路台帳原図平面図（1/500）	1部
④道路台帳原図用地図（1/500）	1部
⑤道路台帳原図占用物件図（1/500）	1部
⑥道路台帳原図占用物件図（電線共同溝専用）（1/500）	1部
⑦道路台帳CAD図（平面図・用地図・占用物件図）（1/500）	1部

⑧区域変更申請用平面図（1/500）及び位置図	各 1 部
※起終点・新旧延長・新旧最大最小幅員の記入と指定した色塗りを行う	
⑨道路台帳平面第 2 原図（1/500）	1 部
⑩道路台帳平面図 B 4 縮小版（1/1500）	1 部
⑪道路台帳用地図 B 4 縮小版（1/1500）	1 部
⑫ P P C 原紙による縮小版（平面図）	1 部
⑬成果品電子媒体（CD-R）	2 部
⑭道路台帳位置図、平面図及び用地図スキャンデータ（TIFF 及び PDF）	各 1 部
⑮道路現況調査台帳システム補正データ	1 部
※⑦⑭⑮については CD-R で提出すること	

4) 既存資料について

本委託業務に必要な以下の資料については、受託者に貸与するものとする。以下をふまえて実施すること。

- ① 既存道路台帳 1 式（平面図・用地図等）
- ② 工事用図面
- ③ 「道路台帳作成要領」昭和 51 年 10 月 29 日付 51 道維第 12 の 2 号
- ④ 「長野県道路工事に伴う道路台帳整備作業規定」昭和 51 年 10 月 29 日付 51 道維第 1 号
- ⑤ 「道路台帳整備・修正作業特記仕様書」
- ⑥ 「道路台帳及び道路台帳図の取り扱い要領」
- ⑦ 「区域決定(変更)・供用開始の事務手続きについて」

6 疑義の処理

本仕様書に定めのない事項、または疑義を生じた時は、発注者・受注者双方の協議により処理するものとする。

7 その他

- 1) 現地立ち入りについては必ず監督員の承諾を得た上で行うものとする。
- 2) 旅費交通費の運転時間に用いる運転距離は変更協議の対象としない。
- 3) 共通仕様書及び特記事項等について質疑がある場合は、入札前（あらかじめ指定された期日）までに書面で質問書を提出すること。
- 4) 本委託業務は電子納品対象業務とする（【別記 3】委託業務における電子納品・情報共有特記仕様書を参照）
- 5) 基準点測量については過年度成果の状況より判断しているが、現地踏査後監督員と協議すること。

電子納品に係る実施要領

(平成 27 年 9 月 29 日制定、令和 6 年 4 月 1 日一部改定)

(目的)

第 1 この要領は、長野県の建設工事及び建設工事に係る測量設計業務等（以下、「工事等」という。）における電子納品を進めるための実施方法等を定め、公共工事における C A L S / E C の推進を図ることを目的とする。

(電子納品の定義)

第 2 「電子納品」とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することで、業務の次段階における活用を容易にし、品質の向上や業務の効率化を図ることをいう。ここでいう電子データとは、各電子納品要領（案）等に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

(対象工事等)

第 3 原則として全ての工事等を対象とする。ただし、発注機関の長が不要と認めた場合はこの限りでない。実施内容として次により区別するものとする。

- ・受注希望型競争入札による工事等：電子納品を原則とする
- ・参加希望型競争入札による工事等：協議により電子納品又は紙納品を選択

2 中小規模の工事等における電子納品を推進するため、前項に規定された案件の中から発注者の指定した案件について、推進事業案件とし、別に定める I T アドバイザーを活用した「電子納品推進事業」実施要領により実施するものとする。

(対象成果品)

第 4 電子納品の対象となる成果品は、次に規定される成果品とする。

- ・土木工事共通仕様書（施工管理基準、写真管理基準等を含む）
- ・測量業務共通仕様書
- ・地質・土質調査共通仕様書
- ・設計業務共通仕様書
- ・用地調査等共通仕様書（第 3 章～第 3 章の 7 に該当するもの）

(経費の取り扱い)

第 5 電子納品の作成に係る経費の取り扱いは以下のとおりとする。なお、第 11 で規定する成果品の提出部数によらない場合は、特記仕様書に明示するほか、別途、必要経費を考慮するものとする。

- 1) 工事：共通仮設費率に含まれるものとする。
- 2) 業務：各分野の積算基準で定める「電子成果品作成費」を計上するものとする。

(要領・基準)

第 6 長野県の電子納品は、特に記載のない限り国土交通省の電子納品要領及び関連基準（以下「要領・基準類」という。）を準用する。【別記】

(運用に関する手引き)

第7 長野県の電子納品に関する下記事項等の運用については、別に定める「運用の手引き」による。【別記】これに定めのない事項については、国土交通省の「電子納品等運用ガイドライン[土木工事編]、電子納品運用ガイドライン [業務編]」に準じて受発注者間で協議して定めることとする。

- ・要領・基準類の長野県での読み替え
- ・受発注者間で協議確認する際に使用する「チェックシート」
- ・電子納品対象書類の範囲
- ・電子ファイルのアプリケーションソフト、バージョン
- ・施工中の書類の取り扱い
- ・電子成果品の保管管理
- ・長野県では、工事帳票及び工事写真も電子納品の対象とし、原則1枚の納品媒体に格納することとします。格納された各データは、1つの工事管理ファイル(index_c.xml、index_d.xml)により管理されるものとします。

(協議確認事項)

第8 電子納品の実施にあたり、受発注者間で協議・確認すべき内容をチェックシートにより行う。

○事前協議

工事等の着手時に、期間中の電子納品に関する疑問を解消し円滑に電子納品を実施するため、「事前協議チェックシート」を用いて受発注者間で電子納品の対象書類やファイル形式について協議する。

(納品媒体)

第9 納品する電子媒体は基本的にCD-RもしくはDVD-Rとする。CD-Rの論理ファイルフォーマット形式はJoliet※とし、DVD-Rの論理ファイルフォーマット形式は、UDF (UDF Bridge) とする。なお、中途における情報のやり取りについては、受発注者協議の上、他の電子媒体を認めることとする。

(納品物のチェック)

第10 受注者は、電子成果物を納品する前に、必ず国土交通省から提供される最新版の「電子納品チェックシステム」によりチェックを行い、エラーを解消させることとする。また、ウィルスチェックを行い、ウィルスが検出されないことを確認することとする。

(工事等完成図書の提出部数)

第11 建設工事電子データにより納品する成果品については、電子データを格納した電子媒体をもって原図・原稿及び製本に代えるものとし、提出部数は以下のとおりとする。

①工事完成図書

電子納品対象書類	電子媒体 (CD-R・DVD-R)	2部 (正・副)
	紙媒体 工事写真のうち「着手前・完成」	1部 (その他協議による)
上記以外	紙媒体	1部

②業務完成図書書類 電子媒体 (CD-R・DVD-R) 2部 (正・副)

紙成果物が必要な場合は、別途必要経費を計上するものとする。

- ・電子媒体ラベルへの記載項目のうち、工事等名称については、路河川名及び市町村名、字

名を含むものとする。

(電子納品の検査)

第 12 電子成果品の書類検査は、電子データで検査することを原則とし、必要がある場合に限り紙での出力により対応する。検査に必要な機器の準備は、原則として発注者が行うが、受注者が自主的に用意することを妨げない。機器の操作は、受注者が主に行い、発注者は操作補助を行う。

(適用)

第 13 この要領は、令和 6 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う工事等から適用する。

※ J o l i e t (ジョリエット)

マイクロソフト社が設計した、ISO9660 の拡張規格であり、1 文字 2 バイトで表現する Unicode を採用し、128 バイト (64 文字) までの長いファイル名に対応しています。流通しているほとんどの OS が対応しており、Joliet を利用できないシステムでも ISO 9660 レベル 1 として読み込めるようになっていることから、ワープロソフト等で一般的になった 4 文字の拡張子に対応するため、電子納品に関する要領・基準での標準として採用しました。

(国土交通省電子納品運用ガイドラインによる)

【別記】長野県が準用する「要領・基準類」及び「運用に関する手引き」等

(令和5年10月1日現在)

○国土交通省「要領・基準類」は以下のとおり。

要領・基準

- | | |
|------------------|----------|
| ・工事完成図書の電子納品等要領 | 令和5年3月 |
| ・土木設計業務等の電子納品要領 | 令和5年3月 |
| ・CAD製図基準 | 平成29年3月 |
| ・デジタル写真管理情報基準 | 令和5年3月 |
| ・測量成果電子納品要領 | 令和3年3月 |
| ・地質・土質調査成果電子納品要領 | 平成28年10月 |

ガイドライン類

- | | |
|-------------------------|---------|
| ・電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】 | 令和5年3月 |
| ・電子納品運用ガイドライン【業務編】 | 令和5年3月 |
| ・CAD製図基準に関する運用ガイドライン | 平成29年3月 |
| ・電子納品運用ガイドライン【測量編】 | 令和3年3月 |
| ・電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】 | 平成30年3月 |

○納品時に使用するチェックシステムは以下のとおり。

- ・国土交通省から提供される電子納品チェックシステムの最新版
- ・OCFの「SXF確認機能検定」に合格したソフトウェア
(CAD製図基準に基づいて作成された図面を見る場合)

○長野県では、工事帳票及び工事写真も電子納品の対象とし、原則1枚の納品媒体に格納することとします。格納された各データは、1つの工事管理ファイル（INDEX_C.XML、INDEX_D.XML）により管理されるものとします。

<参考資料>

- 国土交通省「電子納品に関する要領・基準」
<http://www.cals-ed.go.jp/youryou-rev-20230323/>
- 電子納品チェックシステム http://www.cals-ed.go.jp/edc_download/

情報共有システム実施要領

(建設部：平成 27 年 9 月 29 日制定、令和 6 年 4 月 1 日一部改定)

(目的)

第 1 この要領は、長野県の建設工事及び建設工事に係る委託業務における業務の効率化及び生産性と品質の向上を実現するとともに、公共工事における C A L S / E C の推進を図るため、情報共有システムの利用方法等について定める。

(情報共有システムの定義)

第 2 「情報共有システム」とは、インターネットを通じて提供されるアプリケーション (A S P) を利用する方式で、工事及び委託の各段階において、受発注者間でやり取りされる文書、写真・図面等様々な情報を電子データにより交換・共有することである。

(対象工事等)

第 3 情報共有システムを利用する対象の範囲は、建設工事（建築工事を除く。）及び建設工事に係る委託業務全て。

- 1) 建設工事は原則全ての工事を実施すること。ただし、地理的条件などから、通信環境が確保できない等、情報共有システムの利用が困難な場合には、監督員と協議の上で実施しないことができる。
- 2) 建設工事に係る委託業務は、契約後、受発注者間の協議により実施を決定する。

(情報共有システムの仕様)

第 4 利用するシステムは、別添「長野県情報共有システム機能仕様書」を満たすものから、受注者が選択し、事前に監督員の承認を得るものとする。

(情報共有システムの実施内容)

第 5 実施内容は以下の項目とし、受発注者間で確認し決定する。

- ①受発注者間の書類（工事打合せ簿等）の受け渡し
（書類によっては、紙決裁で行う場合を認める）
- ②現場状況の共有
- ③確認・立会依頼
- ④その他 システムで利用可能な項目

(積算の取扱い)

第 6 情報共有システムの積算上の取扱いは以下のとおりとする。

- 1) 工事のシステム利用に要する費用は、共通仮設費率（技術管理費）に含まれるものとする。費用は登録料及び利用料である。
- 2) 委託のシステム利用に要する費用は、見積もりにより決定し積み上げ計上する。委託のシステム利用に要する費用は、全ての諸経費の対象外とし、設計変更で対応する。

(協議確認事項)

第 7 情報共有システム利用の実施にあたっては、受発注者間で協議・確認すべき内容をチェックシートにより行う。

事前協議

情報共有システムを利用する場合には、電子納品に係る実施要領（県建設部）に基づき作成する「事前協議チェックシート」において、システムの種類、機能について確認を行う。

(その他)

- 第8 ・受発注者とも、アンケート等を求められた場合は協力しなければならない。
・システムを使用するパソコンは、常に以下の状態を保たなければならない。
- ①最新のウイルス対策ソフトを導入する。
 - ②OS、ブラウザ及びメールソフトに最新のセキュリティパッチを適用する。
 - ③ウィニー等のファイル交換ソフトを導入しない。

(適用)

- 第9 この要領は、平成 27 年 11 月 1 日から適用する。
この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。
この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

長野県情報共有システム機能仕様書

(令和3年4月1日現在)

(目的)

第1条 情報共有システム（以下、「システム」という。）の運用にあたり、システムに悪影響を与えず、円滑かつ適正な情報共有を図るため、必要な機能や条件を定める。

(システム機能要件)

第2条 情報通信技術（ICT：Information and Communication Technology）を活用し運用するシステムについて、工事の場合は「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 平成26年7月版（Rev.4.0）」（平成26年7月 国土交通省）に規定する機能要件のうち、次の機能を満たすものとする。

- ① 工事基本情報管理機能
- ② 掲示板機能
- ③ スケジュール管理機能
- ④ 発議書類作成機能
- ⑤ ワークフロー機能
- ⑥ 書類管理機能
- ⑦ 工事書類等入出力・保管支援機能
- ⑧ システム管理機能

2 委託の場合は「業務履行中における受発注者間の情報共有システム機能要件 令和2年3月版（Rev.1.2）」（令和2年3月 国土交通省）の機能を満たすものとする。

(システム運用条件)

第3条 システムは、インターネットを介して受発注者が利用でき、次の全ての条件を満たしたASP（Application Service Provider）方式で提供されるものとする。

- ① 発注者は、利用する情報共有システムにおいて推奨されるOS（Windows等）の種類及びバージョンなどを確認し、受発注者の環境で利用できるか事前に確認すること。
- ② 発注者は、利用する情報共有システムにおいて推奨されるWEBブラウザ（Microsoft Edge等）、発注者のセキュリティポリシーを確認し、受発注者の環境で利用できるか事前に確認すること。
- ③ システムの入出力などは、すべて日本語で利用できること。
- ④ 運用を開始する際、特別な補助プログラムを用いずに使用できること。
- ⑤ システム操作時の反応速度が適切であること。
- ⑥ 機能の追加により、発生する費用はシステム提供者が負担すること。
- ⑦ システム（サーバ等含む）の不具合により、データが消失等した場合は、システムの提供者が補償すること。
- ⑧ システムの円滑な運用のため、システムの提供者が教育・訓練などのサポートを実施すること。また、利用方法に関する問い合わせを行うサポート窓口を設置すること。
- ⑨ 他の公共団体の使用実績を有するものであること。

ウィークリースタンス実施要領

当初制定：平成31年3月18日

改正：令和3年3月3日

技術管理室

1 目的

ウィークリースタンスとは、受発注者間で効率的かつ計画的に業務を進めるためのルールを定める受発注者共同の取組であり、成果品の品質確保と、ワークライフバランスの推進による担い手の確保・育成を目的とする。

2 対象業務

長野建設部が発注する委託業務（測量、調査、設計、用地測量、物件調査、構造物点検等）に適用する。ただし緊急を要する業務、小規模修正業務は除く。

3 実施内容

本実施要領※業務委託特記事項に添付に基づき、受発注者間での十分な意思疎通により業務を進める。 1) 業務を実施するうえでのルール

- ・受発注者の協議により下記の①～⑤を基本的なルールとして定める。ただし一部を実施しないとすることもできる。
 - ① 水曜日は定時に帰宅する（水曜日に限らず週1回ノー残業デーを設ける）
 - ② 週末に作業を依頼し、週初めを提出期限とすることを禁止する
 - ③ 十分な作業期間を確保する
 - ④ 勤務時間外の作業依頼はしない
 - ⑤ ワンデーレスポンスの徹底
- ・上記①～⑤以外でも、業務の効率化や成果品の品質向上につながる取組・提案等は実施することができるものと し、初回打合せ時に協議して決定する。

2) 制約事項等の確認

- ・業務を進める上での制約事項や業務の中間目標（マイルストーン）について、発注時に業務委託特記事項（業務委託するにあたっての条件等）に明示する。また、業務実施中に発生する事項については協議によって受発注者の共通認識とする。
- ・業務履行期間について「業務スケジュール管理表」等※により、受発注者の共通認識としたうえで、履行期間の変更等を柔軟に行う。

※業務工程表を工夫することでも可

3) その他

- ・「業務スケジュール管理表」は、業務計画書に含めて提出する業務工程を兼ねることができる。

4 適用年月日

本要領は、令和3年（2021年）4月1日以降契約する案件から適用する。

電子道路台帳整備・修正作業特記仕様書

第1章 総則

第1 適用

長野県建設部の行う道路台帳整備、修正作業（以下「作業」という。）については、道路台帳作成要領（以下「作成要領」という。）及び測量作業共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）並びに長野県公共測量作業規程および同運用基準（以下「規程」という。）によるほか、この特記仕様書の定めるところによる。

第2 用語の定義

この特記仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 監督員とは、委託者（以下「甲」という。）が作業の施工について監督を行う者として受託者（以下「乙」という。）に通知した職員をいう。
- 2 指示とは、監督員が乙に対し、所掌事務に関する方針、基準、計画等を示して、実施させることをいう。
- 3 成果品とは、作成要領第2に定めるものをいう。
- 4 既成図利用とは、過去の道路工事等における測量成果及び設計図等を利用して道路台帳の整備を行うことをいう。この場合、既成の縮尺は1/1000以上とする。

第3 資料の提供

- 1 作業に必要な資料の提供は、関係建設事務所における縦覧を原則とする。この場合、乙は監督員の指示に従うものとする。
- 2 測量成果及び設計図書等で甲が貸与を認めた資料については、その貸出状況を記録した帳簿により処理するものとする。
- 3 乙は前項により貸出を受けた資料について、第三者等に甲に無断で貸し出し、譲渡してはならない。

第4 疑義

本特記仕様書に疑義を生じた場合には、直ちに監督員に申し出て、その指示に従うこと。

第5 苦情等

作業中第三者より、苦情その他の申し出があった場合には、直ちに監督員に報告しその指示に従うこと。

第6 その他

- 1 安全対策について、測量作業に係わる労働災害、公衆災害に対する対応策を講じると共に、その具体について業務計画書に記載すること。
- 2 現地立ち入りについては必ず監督員の承諾を得た上で行うものとする。
- 3 旅費交通費の運転時間に用いる運転距離は変更協議の対象としない。
- 4 「電子道路台帳整備」における、従来との主な変更点は下記の通り。
 - 平面図、用地図、占用物件図のCAD化
 - 世界測地系の座標を持った基準点を現地に埋設するとともに、平面図に明記
 - マイクロフィルムの廃止

第2章 基準点測量

第1 一般的事項

基準点測量の一般事項は、規程の3、4級基準点測量に準じて世界測地系座標で行うものとする。

第2 基準点

1 基準点測量は、路線測量に使用した2、3級基準点を利用し次の方式により行うものとする。ただし、監督員が特に指示し、又は承認した場合はこの限りではない。

(1) 結合多角方式

(2) 単路線方式

2 路線測量に使用した2、3級基準点が亡失している場合は、監督員と協議して3級基準点を起点側に2点及び終点側に1点以上設置して使用するものとする。なお、3級基準点はコンクリート構造物等の存置可能な箇所へ別紙仕様の真鍮鋳を設置するものとする。

3 補正延長が500mを超える場合は3級基準点間隔が500mを超えないように適宜設置する。

4 4級基準点間隔は50mを標準とし、必要な場合には補足点を設けるものとする。

5 新たに設置する3級基準点は永久標を原則とし、金属標には設置年度、発注者名、測点名を記入するものとする。

6 4級基準点はプラスチック杭（7cm×7cm×60cm 白色）又は金属鋳を埋め込み、表示するものとする。この場合、市街地等では通行に危険のないように配慮するものとする。

7 標高は、基準点測量により求められた標高を用いる。なお、作業範囲内に水準点がある場合は、点検報告するものとする。

第3 精度

精度は下表に定める制限値を基準とする。

区分	2級基準点測量	3級基準点測量	4級基準点測量
項目			
水平位置の閉合差	$\Delta s = 10\text{cm} + 4\text{cm}\sqrt{N}$	$15\text{cm} + 5\text{cm}\sqrt{N} \Sigma S$	$15\text{cm} + 10\text{cm}\sqrt{N} \Sigma S$
標高の閉合差	$25\text{cm} + 4.5\text{cm}\sqrt{N}$	$20\text{cm} + 15\text{cm} \Sigma S / \sqrt{N}$	$20\text{cm} + 30\text{cm} \Sigma S / \sqrt{N}$

注) Δs : 既知点の成果値と仮定三次元網平均計算結果から求めた距離

N: 辺数

ΣS : 路線長 (km)

第3章 地形測量

第1 一般的事項

1 平面測量の一般的事項は、規定の地形測量に準じて行うものとする。

2 道路区域の境界線は、用地実測平面図を用いて決定するものとする。

第2 測量の規定

- 1 測量幅は、道路区域外片側20mまでの範囲を対象とする。この場合、市街地にあつて一宅地が前記範囲に納まらないときは一宅地とする。
- 2 平面図修正作業の範囲は、道路改良区間だけではなく、既設台帳1葉全葉について実施する。その際は、工事完成平面図及び縦断図を参考にすることができる。

3 精度

精度は、下表に定めるとおりとする。

水平位置		図上 ±0.5mm以内
標高	標高点	△h/4以内
	等高線	△h/2以内

注) △h:主曲線の間隔

4 等高線

等高線間隔は下表に定めるものを標準とする。

曲線種別	主曲線	計曲線	補助曲線	特殊補助曲線
間隔	1m	5m	0.5m	0.25m

第4章 成果品

第1 平面図

- 1 道路台帳平面図（以下「平面図」という）はCAD製図基準、および別紙レイヤー区分に基づいて作成するものとする。
- 2 図面は左を路線の起点として表示するものとする。
- 3 平面図へ必要な事項を記載する場合、原則として余白を利用して行うものとする。
- 4 各基準点の位置は平面図に座標値及び標高値をもって表示する。この場合、基準点の番号は当該基準点の位置する区間番号を用いるものとする。
- 5 延長及び巾員は、区間番号と区間延長及び巾員構成を記入する。この場合路面の種類も書き添えるものとする。この場合、凡例は下記による。

幅員構成	凡例	路面の種類	凡例
車道	シヤ	砂利	砂利
路肩	ロ	コンクリート(無散水消雪舗装を除く)	Co
歩道	ホ	アスファルト舗装(無散水消雪舗装を除く)	As
自転車歩行者道	ジ	簡易アスファルト舗装	as
		応急舗装	応急
		排水性アスファルト舗装	Das(ドレンアス)
		無散水消雪舗装コンクリート舗装	Mco(メルトコンクリート)
		無散水消雪アスファルト舗装	Nas(メルトアスファルト)

- 6 曲線半径は、曲線半径と横断勾配及び曲線長を記入する。なお、クロソイド曲線にあつては、曲線半径と曲線長及びパラメーターを記入する。
- 7 縦断勾配は、変化点において勾配と方向を記入する。
- 8 横断暗渠については、延長と径及び土被り等を記入する。

- 9 他の国道との平面交差は、〇〇線が交差或いは〇〇線に重用と記入する。
- 10 占用物件の平面図への記載は、道路区域内の表面上にある物件に限る。
- 11 平面図には用地実測図を利用して道路境界線を記入する。
- 12 電柱については各々の図示記号によるが、道路敷（区域）内のものについては更に下記により占有者の略称を記入する。

電柱の種類	図式記号	占有者の略称
通信柱	— ○	○電…NTT ○有…有線
配電柱	— — ○	○中…中部電力 ○東…東京電力

- 13 道路標識は、各々図示番号により表示する。また道路照明灯は、図示記号に道路照明台帳の整理番号を添え表示する。
- 14 平面図はプロッターもしくはプリンターによりポリエステルシート#300 片面（縮尺500分の1）に出力し、台紙及びインデックスを添付して2部作成する。
- 15 B4版縮小図（縮尺1500分1）は、プロッターもしくはプリンターによりポリエステルシート#300(片面)に出力して作成する。

第2 用地図

- 1 道路台帳用地図（以下「用地図」という）は、用地実測図の境界点座標を用いて作成し、境界点間距離を記載する。また、図中に境界点座標一覧を記載し、区間番号で区切って作成するものとする。この場合、区域内の国有と地方公共団体有及び民有別も記載するものとする。ただし、修正区間の用地実測図の入手が困難な場合は監督員と協議し指示に従うものとする。
- 2 平面測量による用地境界点の位置が用地実測図と著しく異なる場合は、監督員に報告し指示に従うものとする。
- 3 求積計算は、座標法により国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく面積測定作業規程準則（昭和27年経済令第14号）を準用して行うものとし、結果は各々区間番号毎に表記するものとする。また、用地実測図に実測面積が表示されているものはそれを流用することができる。
- 4 求積計算を行った場合は、「道路敷地座標面積計算書」を提出し監督員の検査を受けるものとする。
- 5 用地図はプロッターもしくはプリンターによりポリエステルシート#300 片面（縮尺500分の1）に出力し、台紙及びインデックスを添付して1部作成する。
- 6 B4版縮小図（縮尺1500分1）は、プロッターもしくはプリンターによりポリエステルシート#300(片面)に出力して作成する。

第3 占用物件図

- 1 道路台帳占用物件図（以下「占用物件図」という）は、平面図を流用して作成するものとする。
- 2 占用許可台帳に基づき、記載されている許可占用物件を記入する。地下埋設占用物件については各

事業者へ確認し作成するものとする。なお、図示方法及び記載例を別紙－3に示す。

- 3 地下占用物件は、埋設物が管の場合は特号線の破線で、線の場合は3号線の破線で埋設位置を表示し、マンホールについては各々の図示記号による。この場合、占用者名、物件の名称、延長、管径、本数又は条数を書き添えること。なお、道路法施行令に基づく占用物件の深さについて、「工事実施上やむを得ない場合にあつては、……」を適用してある箇所は、区間を明らかにしてその最小土被りを記入する。
- 4 地下占用物件は、上記3に定める他次表に定める色別を添えて表示する。この場合、紙ベース出力図も同様に取扱うものとする。

区 分	色 彩
電 話 線	赤 色
電 力 線	オレンジ色
水 道 管	青 色
下 水 道 管	茶 色
ガ ス 管	緑 色

- 5 電柱は、平面図で図示した他電柱番号を記入する。
- 6 軌道敷については、所有を明らかにして表示する。
- 7 公安委員会の標識は、各々の表示方法明示により表示する。
- 8 横断暗渠は、平面図で図示した他占用者名を記入する。
- 9 占用物件の横断位置を明示する。
- 10 占用物件図はプロッターもしくはプリンターによりポリエステルシート#300片面（縮尺500分の1）に出力し、台紙及びインデックスを添付して1部作成する。
- 11 B4版縮小図（縮尺1500分1）は、プロッターもしくはプリンターによりポリエステルシート#300（片面）に出力して作成する。

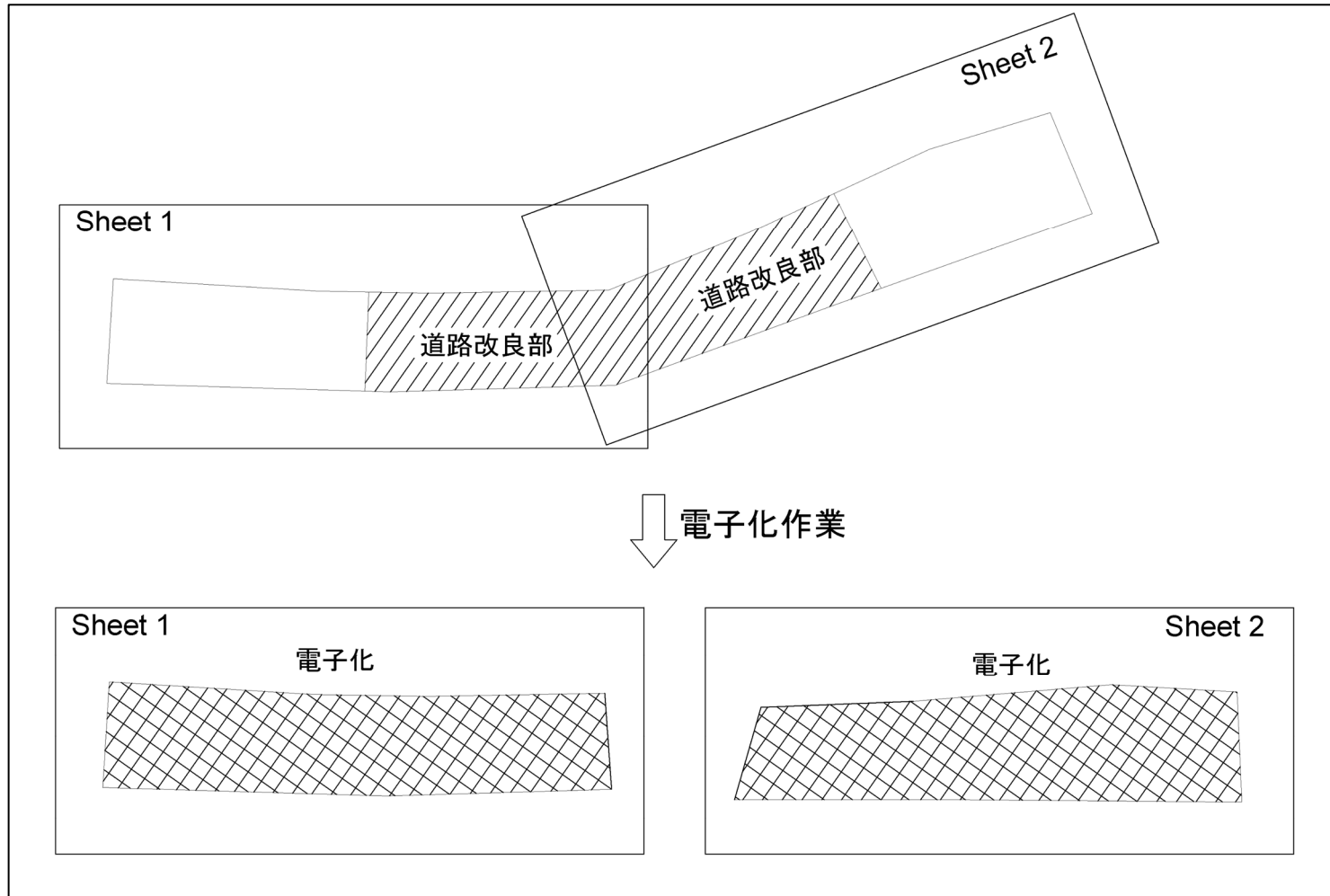
第4 道路台帳の編さん

- 1 道路台帳の表紙はB4版の大きさを左とじ横長とし、背表紙を合わせて付けるものとする。
- 2 台帳図面の文字、記号等は、縮小図においても読み取りできるよう記載する。

第5 提出

- 1 第1～3の成果品については、公の立会のもと提出しなければならない。
- 2 第1～3の成果品は本特記仕様書及び長野県「電子納品及び情報共有に係る実施要領」並びに「運用の手引き」に基づき実施するほか、特に記載のない限り国土交通省の電子納品要領及び関連基準を準用する。

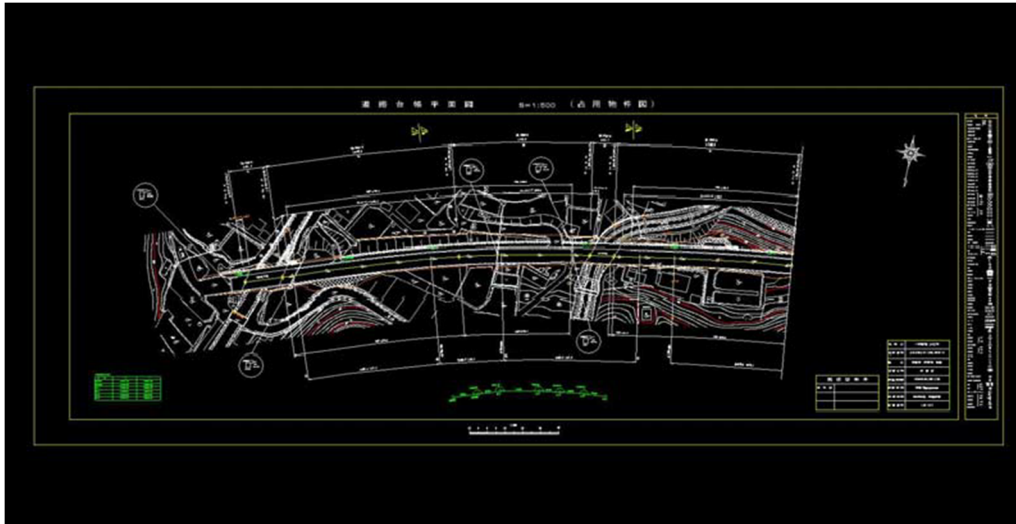
道路台帳電子化作業概要図



電子化作業予定部分が複数の Sheet にまたがる場合には、上図のごとく該当するすべての Sheet を電子化する。

電子道路台帳レイヤ区分(案)

No.	レイヤ名称	レイヤの概要	線種	色	太さ(mm)	備考
1	M-TTL	図面枠、凡例枠	実線	黄	0.7	
2	M-TTL-LINE	区切り線、枠線	実線	白	0.18	
3	M-TTL-TXT	タイトル文字、凡例文字	—	白	—	
4	M-BGD	実測平面測量データ	実線	白	0.18	
5	M-BGD-RSTR	既成図CAD化データ	実線	白	0.18	等高線等含む。但し、占用物件は除く。
6	M-BGD-HICN	等高線(計曲線)	実線	赤	0.35	
7	M-BGD-LWCN	等高線(主曲線)	実線	白	0.18	
8	M-BGD-CRST	横断暗渠等	実線	白	0.18	
9	M-BGD-TXT	ホシヤ幅員等	—	白	—	
10	M-BGD-HTXT	区間番号、区間延長	実線	白	0.18	
11	M-BMK	中心線(曲線半径)、縦断勾配	実線	黄	0.18	
12	M-BMK-SRVR	測量基準点	実線	緑	0.18	基準点座標一覧含む
13	M-BMK-ROW	用地巾杭線(道路区域界)	実線	橙	0.18	
14	M-BMK-TXT	用地図(文字)	実線	白	—	
15	M-BMK-HTXT	用地幅杭座標一覧	実線	白	0.18	
16	M-STR-STRD	占用物件(線、文字)	—	備考のとおり	0.18	電話線：赤色 電力線：橙色 水道管：青色 下水道：茶色



全体表示



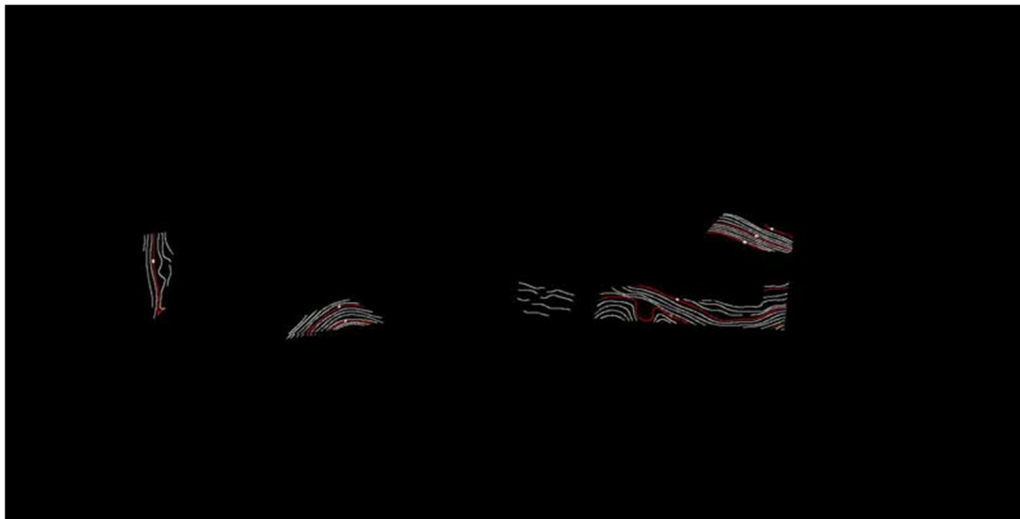
M-TTL
M-TTL-LINE
M-TTL-TXT

(図枠・タイトル)



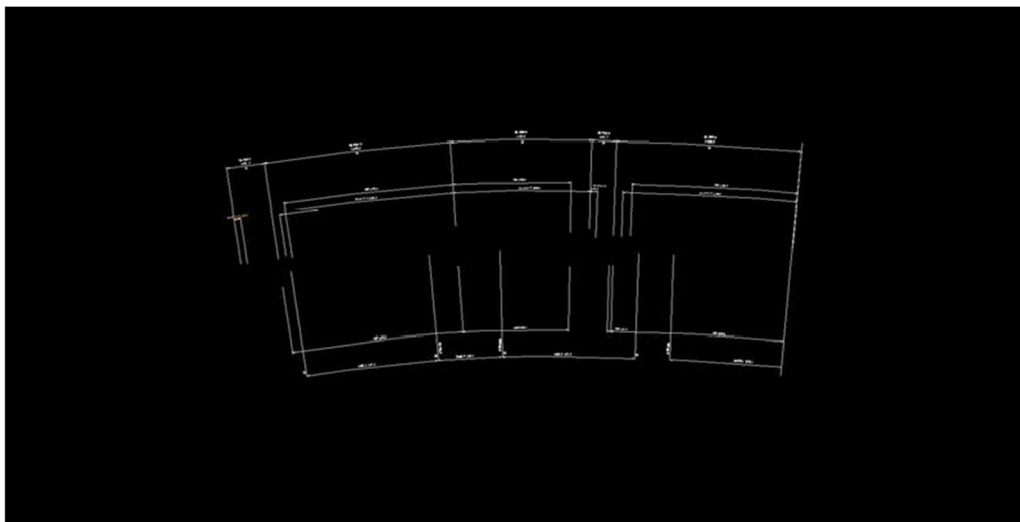
M-BGD

(実測平面データ)



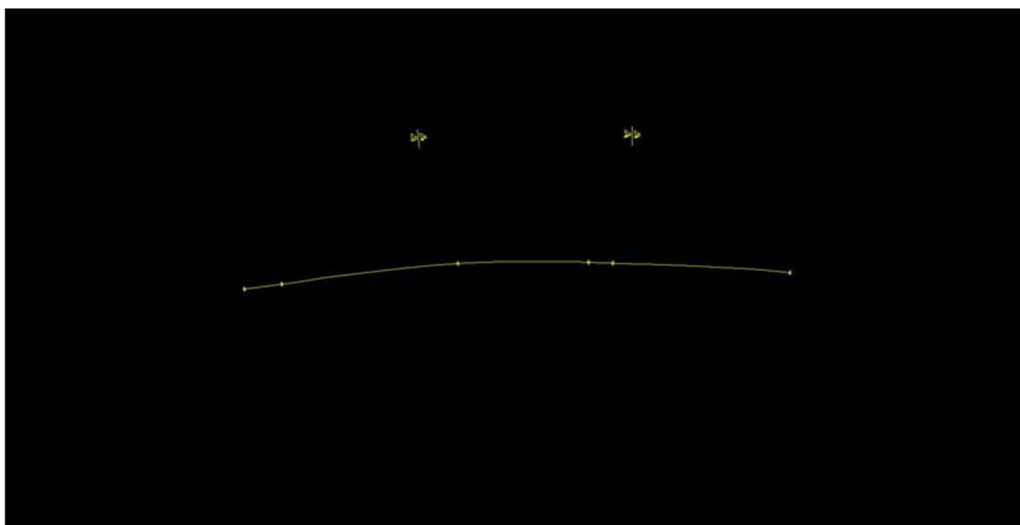
M-BGD-HCON
M-BGD-LCON

(等高線)



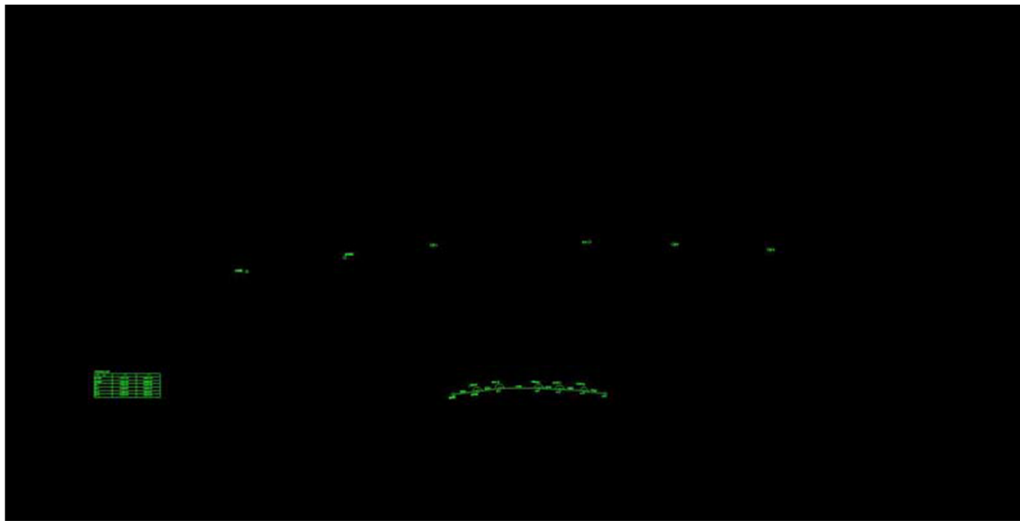
M-BGD-HTXT

(実測平面データ)



M-BMK

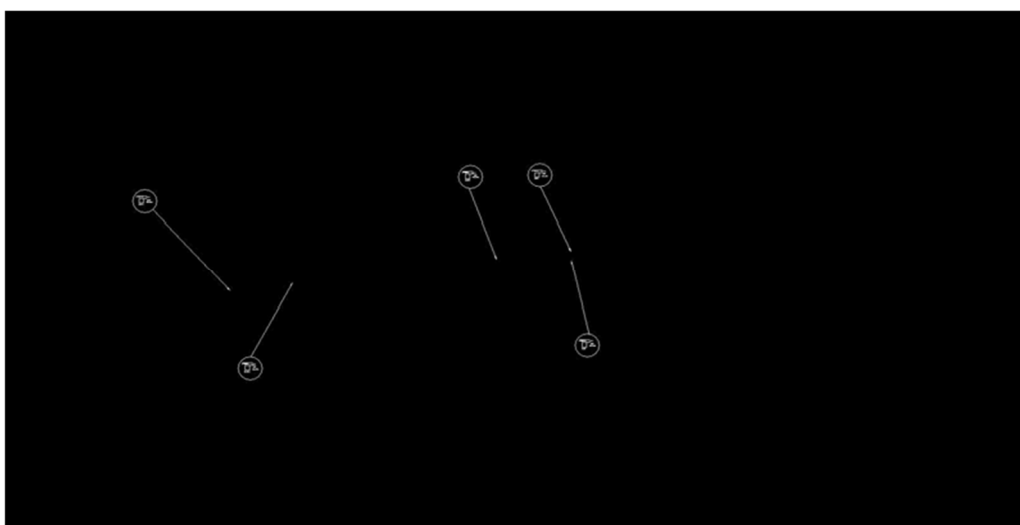
(中心線、縦断勾配)



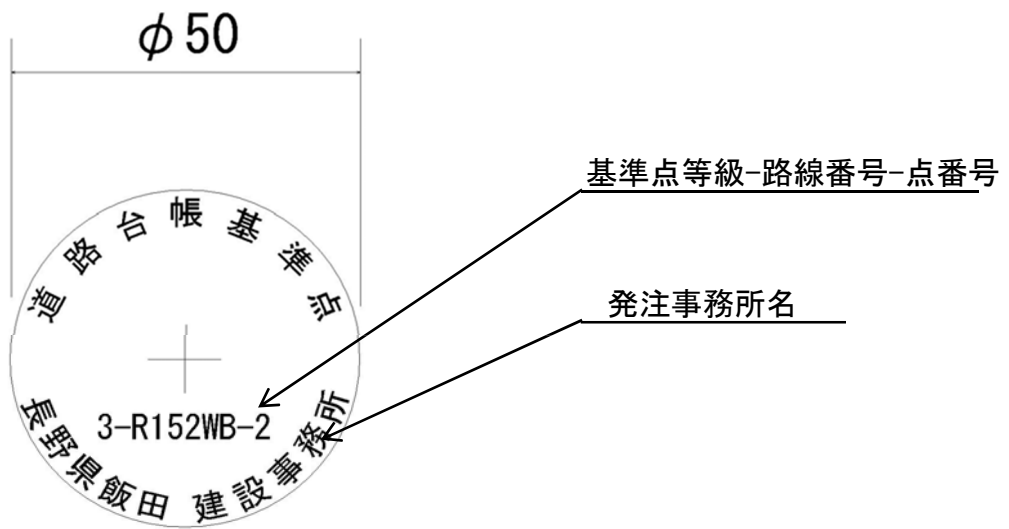
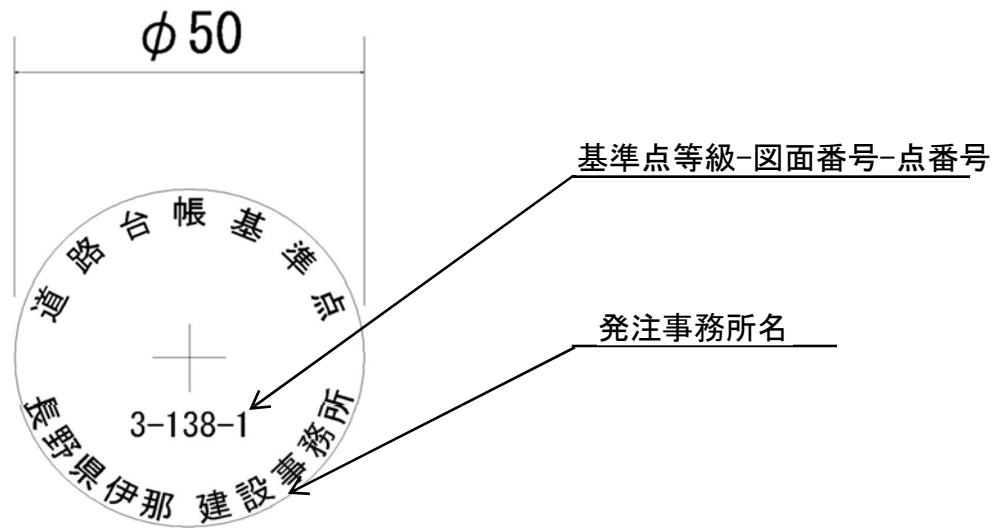
M-BMK-SRVR
(基準点、一覧)



M-BMK-ROW
(道路区域界)



M-STR-STRD
(占用物件)



道路台帳作成要領

道 路 台 帳 作 成 要 領

第 1 目 的

道路法第 28 条に基づいて道路台帳を整備し、道路の総合計画、管理、現況調査等の資料にすることを目的とする。

第 2 調査項目

1 平面図、用地図、占用物件図等。

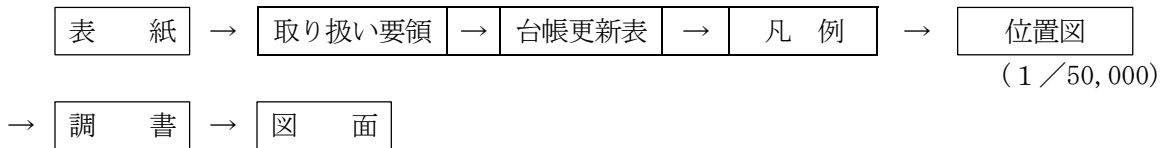
「長野県道路工事に伴う道路台帳整備作業規定」の成果品。

2 調 書

- (1) 道路台帳 第一表 (1) ～ (2)
- (2) 実延長調書 第二表 (1) ～ (4)
- (3) トンネル調書 第三表 (1) ～ (2)
- (4) 橋調書 第四表 (1) ～ (2)
- (5) 鉄道との交差調書 第五表
- (6) 道路面積調書

提出部数 建設事務所 1 部

なお、台帳取りまとめの順序は下記により実施すること。



第 3 調書の作成

(1) 第一表 (1) 道路台帳

ア 「図面対象番号」欄は、第二表の区間番号の起終点番号を記入する。

イ 「指定 (認定) の該当条項」欄は、その都度道路管理課 (建設事務所) へ照会のうえ記入する。

ウ 「重複延長」欄は、上級の路線に、重複している延長を記入する。

エ 「実延長」欄は、上記ウ以外の区間を記入する。

(2) 第一表 (2) 道路台帳

ア 「道路と効用を兼ねる主要な他の工作物の概要」欄は、兼用工作物の名称と起終点の地番及び延長、巾員、等その概要を下記の例により記入する。

〇〇川捏防〇岸〇〇都〇〇村〇〇番地先から

〇〇郡〇〇村〇〇番地先まで延長〇〇m、巾員〇〇m

イ 「軌道その他主要な占用物件の概要」欄は、比較的占用期間が長期に亘るもので、地下占用物件、電柱、家屋の出入口等で構造上速やかに撤去しがたい占用物件の名称、長さ、巾、面積、本数、条数、等その概要を記入する。

ウ 「その他特記すべき事項」欄は、上記ア、イ、以外で道路の附属物 (道路法第 2 条で定められている物件)、排水路の兼用工作物等その他特記すべき事項の概要を記入する。

エ ア～ウの調査内容については、建設事務所と充分協議したうえ現地調査し、調書を作成しなければならない。

(3) 第二表 実延長調書 (1) ~ (4)

ア 「区間番号」欄は、市町村、指定、その他、区域決定及び変更、雪寒路線、交通安全施設該当区間、巾員、橋梁、トンネル、改良未改良、路面の種類、事業種別、維持状況、地形、側溝の設置状況、異状気象時の規制、歩道の設置状況、ガードレールの設置状況別に細分化し、その最大延長を 100m以下として、区間設定したものを一連の通し番号で記入すること。

イ 「市町村コード」欄は、道路現況調査のコード番号を記入する。

ウ 「区域決定及び変更」欄及び「供用開始」欄は、最も新しい告示の年月日を記入する。

エ 「雪寒級地コード」欄は、道路現況調査のコード番号を記入する。

オ 「最小曲線半径と方向」欄は、最小曲線部分を起点より終点方向に見て左方向曲線、右方向曲線を判定し、それぞれ該当欄にその曲線半径を記入する。

ク 「地形」欄は、現地を充分調査し、該当の数字を丸でかこみ記入する。

ケ 「側溝の有無及び種類」欄及び「延長」欄は、設置されている箇所においては、その種類について、該当の数字を丸でかこみ、起点より終点方向を見て、その延長を左、右別々に記入する。また、現在側溝が設置されていない箇所は、側溝無しに○を記入する。

キ 歩道の「設置の有無及び形式」欄及び「延長」欄は、上記ケ、に準じて記入し、延長欄の中心については、両側、片側にかかわらずその設置されている道路中心線上の延長を記入する。

ク 「ガードレール、ガードフェンス設置の有無及び形式」欄及び「延長」欄は、上記ケに準じて記入する。

ケ 「交通量」の欄は、最新の交通量調査の 12 時間自動車交通を下段に記入し、上段に観測地点番号を記入する。推定の場合は、観測地点番号に替えて推定と記入する。なお、バス路線の場合は、最下段にバスと記入する。

(4) 第三表 トンネル調書 (1) ~ (2)

ア 「番号」欄は、一連の通し番号を記入する。

イ 「区間番号」欄は、実延長調書と同一の区間番号を記入する。

ウ 「^{こう}拱」欄は、天井部の断面形状が拱(アーチ状)になっているものについて、その延長を記入する。

エ 「側壁」欄は、覆工のうち側壁のみが設置されているものについて、その延長を記入する。

オ 「大型車交通不能延長」欄は、大型車交通不能延長のみ記入し、交通不能延長は含まない。

カ 「通行制限なし」欄は、自動車交通不能延長と大型車交通不能延長を差し引いた延長を記入する。

キ 「照明施設数量」欄は、下段に普通照明数量を、上段に緩和照明数量を記入する。

(5) 第四表 橋調書 (1) ~ (2)

ア 「延長」欄は、同一橋梁で橋種の違う場合は、2段に記入し全長を最下段に括弧で記入する。イ「設計条件適用示方書」欄は、設計適用示方書に○で囲む。

ウ 橋種欄は、区間内の橋梁形式を正確に記入する。

「塗装年度」欄は、鋼橋、鋼鈹桁橋、等の最も新しい塗装を実施した年度を記入する。

エ 「下部工橋台橋脚型式」欄は、重力式橋台、門型橋脚等その名称を具体的に記入する。

オ 「歩道の種類」欄の 1、歩道付橋梁とは、橋梁架設と同時に歩道が設置されたもの、及び橋梁架設後現橋の橋面の一部を改良して歩道を設置したものをいい、2、歩道橋とは、橋梁架設後、現橋の橋面以外へ新たに、歩道橋を設置したものをいう。

カ 「規制標識の制限重量」欄は、現在設置されている標識の制限重量の数値を記入する。

(6) 第五表 鉄道等との交差調書

ア 「図面対照番号」欄は、第二表の区間番号を記入する。

イ 「交差の方式」欄は、平面、立体の別を記入し、平面交差の場合は、踏切道保安設備設置標準により、種別を併記する。

ウ 「有効高又は交差角度」欄は、平面交差の場合はその交差角度のみ記入し、立体交差の場合は、有効高と交差角度を記入する。

エ 「備考」欄は、踏切道の見通し距離前後の道路勾配、バス路線の有無等を記入する。

(7) 第六表 道路面積調書

ア 「道路敷地面積の国有地」欄は、無番地または、内務省、建設省名義の土地とし、公図及び登記簿より判断する。

イ 「地方公共団体有地」欄は、県及び市町村等の名義の土地とし、公図及び登記簿より判断する。

ウ 「民有地」欄は、共有地及び個人名義の土地とし、公図及び登記簿より判断する。

(8) 各調書共通事項

ア 各調書の不明点等は、担当係及び係員と充分協議し必要書類を得、現地調査をしたうえ調書を作成しなければならない。

第4 道路台帳の補正

道路台帳の修正は、長野県道路工事に伴う道路台帳整備作業規定及び電子道路台帳整備・修正作業特記仕様書による。

附則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

道路と効用を兼ねる主要な他の工作物の概要

軌道その他主要な占用物件の概要

その他特記すべき事項

調製（改訂）の年月日

第二表 (1)

実 延 長 調 査 書

建設コード	建設事務所名

道路種別	路線コード		起終点及び 主経過地
1 一般国道 (指定区間)	ふりがな		
2 一般国道 (指定区間外)	路 線 名		
3 主要地方道			
4 一般県道			
5 有料道路			

調 査 年 月 日

	区 分	総 延 長	重用延長	未供用延長	実 延 長
国道	指 定				
	その他				

県 道	総 延 長	重用延長	未供用延長	実 延 長

第二表 (2)

区 間		市 町 村		指 定							市 員								
区間番号	内番号	区 間 名	市町村 コード	市町村名	管 理 別	区域決定及び変更			供 用 開 始			雪寒級地 コード	全 巾	車 道	中央帯	目転車 歩行者	道	歩 道	路 肩
						年	月	日	年	月	日								
					1. 指 定											左	左	左	
					2. その他											右	右	右	
					1. 指 定											左	左	左	
					2. その他											右	右	右	
					1. 指 定											左	左	左	
					2. その他											右	右	右	

第二表 (3)

実 延 長		平 面 構 造			路 面 構 造				道 路 の 環 境						
道 路	橋 梁		トンネル	改良コード	最小曲線		最急勾配	改良年度	路面の 種 類	舗 装			地 形	側 溝	
	永 久 橋	木 橋			半径と方向	事業種別				事業名	舗装年度	側溝の有無及び 種類		延 長	
				1. 改 良	左				1. 砂利				1. 市街地	1. U型側溝蓋あり	左
				2. 未 改 良					2. Co	1 補助事業			2 平 地	2. U型側溝蓋無し	右
				3. 交通不能	右		%		3. As	2. 県単事業			3 山 地	3. VS側溝	左
				1. 改 良	左				1. 砂利				1. 市街地	4. L型側溝	右
				2. 未 改 良					2. Co	1 補助事業			2 平 地	5. その他	左
				3. 交通不能	右		%		3. As	2. 県単事業			3 山 地	6. 側溝無し	右
				1. 改 良	左				1. 砂利				1. 市街地	1. U型側溝蓋あり	左
				2. 未 改 良					2. Co	1 補助事業			2 平 地	2. U型側溝蓋無し	右
				3. 交通不能	右		%		3. As	2. 県単事業			3 山 地	3. VS側溝	左
				1. 改 良	左				1. 砂利				1. 市街地	4. L型側溝	右
				2. 未 改 良					2. Co	1 補助事業			2 平 地	5. その他	左
				3. 交通不能	右		%		3. As	2. 県単事業			3 山 地	6. 側溝無し	右

第二表 (4)

交通安全等附帯施設											
異常気象時の規制の有無	歩道		ガードレール、ガードフェンス		待避所の	横断歩道橋及び地下歩道				交通量	備考
	設置の有無及び型式	延長	設置の有無及び型式	延長	有無	名称	歩道、地下別	型式	ヶ所数		
1. 有 2. 無	1. マウントアツ 2. フラット 3. セミフラト 4. 歩道無	左 右 中心 左 右	1. 鋼製ガードレール 2. 木製ガードレール 3. ガードフェンス 4. ガードノバイブ 5. 設置無し	左 右 左 右	1. 有 2. 無		1. 歩道橋 2. 地下歩道	1. 階段式 2. スロープ式 3. 押上げ式			
1. 有 2. 無	1. マウントアツ 2. フラット 3. セミフラト 4. 歩道無	左 右 中心 左 右	1. 鋼製ガードレール 2. 木製ガードレール 3. ガードフェンス 4. ガードノバイブ 5. 設置無し	左 右 左 右	1. 有 2. 無		1. 歩道橋 2. 地下歩道	1. 階段式 2. スロープ式 3. 押上げ式			
1. 有 2. 無	1. マウントアツ 2. フラット 3. セミフラト 4. 歩道無	左 右 中心 左 右	1. 鋼製ガードレール 2. 木製ガードレール 3. ガードフェンス 4. ガードノバイブ 5. 設置無し	左 右 左 右	1. 有 2. 無		1. 歩道橋 2. 地下歩道	1. 階段式 2. スロープ式 3. 押上げ式			

※備考欄には、「自動車交通不能」等その他道路の管理上必要な事項を記載すること。

トンネル調書

建設コード	建設事務所名
14	長野建設事務所

道路種別	路線コード	
1. 一般国道(指定区間)2. 一般国道(指定区間外)3. 主要地方道 4. 一般道路 5. 有料道路	ふりがな	
	路線名	

調査年月日
平成25年1月1日
修正平成 年 月 日

区 間			トンネル名	市 町 村		市 員					延長	建 築 限界高	しゅん工 年 度	構 造				交 通 状 況	
番号	区間番号	内番号		市町村 コード	市 町 村 名	全 市	車 道	中央帯	自 転 車 歩行者道	歩 道				路 肩	素堀 工の別	コ 拱	側 壁	路面の 種 類	交 通 量
										L			M. T. S. H.	1. 素堀 ② 覆工			1. 砂利 ② Co 3. As		
										L R			M. T. S. H.	1. 素堀 2. 覆工			1. 砂利 ② Co 3. As		

(注) 1 備考の欄には、トンネルの保全の状況その他トンネルの管理上必要な事項を記載すること
 2 ボックスカルバート・ロックシェッド、スノーシェッド・およびルーパ型抗門、突出型抗門等はトンネルに含めないこと。

第三表 (2)

交通状況		附属施設				備考
大型車交通 不 能	通行制限なし の延長	換気施設の 有 無	照明施設 数 量	非常用施設	排水施設の 有 無	
		1. 有 2. 無		1. 通報施設 2. 警報施設 3. 消火施設 4. その他	1. 有 2. 無	
		1. 有 2. 無		1. 通報施設 2. 警報施設 3. 消火施設 4. その他	1. 有 2. 無	
		1. 有 2. 無		1. 通報施設 2. 警報施設 3. 消火施設 4. その他	1. 有 2. 無	

第四表 (1)

橋 調 書

建設コード	建設事務所名
14	長野建設事務所

道路種別	路線コー	406
1. 一般国道 (指定区間) 2. 一般国道 (指定区間外) 3. 主要地方道 4. 一般道路 5. 有料道路	ふりがな	
	路線名	

調査年月日
平成25年1月1日
修正平成 年 月 日

区 間			橋 梁 名	市 町 村		中 員					延 長	面 積	設 計 条 件			架 設 年 度	補 修 等 の 履 歴
番号	区間番号	内番号		市町村 コード	市 町 村 名	全 巾	車 道	中央帯	自 転 車 歩 行 者 道	歩 道			路 肩	適 用 示 書	橋 格		
													1. T.15 2. S.14 3. S.31 4. S.39 5. S.42 6. S.47 7. S.55 8. H.2 9. H.6 10. H.8 11. H.14 12. H.24	1. 1等橋 2. 2等橋 3. 3等橋 4. A活荷重 5. B活荷重	M. T. S. H.		
													1. T.15 2. S.14 3. S.31 4. S.39	1. 1等橋 2. 2等橋	M. T.		

第六表 (1)

道 路 面 積 調 書

建設コード	建設事務所名
14	長野建設事務所

道路種別	路線コード	
1. 一般国道 (指定区間)	ふりがな	
2. 一般国道 (指定区間外)	路線名	
3. 主要地方道		
4. 一般道路		
5. 有料道路		

調査年月日
平成25年1月1日
修正平成 年 月 日

区 間	市町村		道路敷地面積				道路部面積(路肩～路肩)				備考
	市町村 コード	市町村名	道路敷	国有地	地方公共団体 有地	民有地	道路部面積	国有地	地方公共団体 有地	民有地	
							1. 砂利道 <i>m</i>	1. 砂利道 <i>m</i>	1. 砂利道 <i>m</i>	1. 砂利道 <i>m</i>	
							2. 舗装道 <i>m</i>	2. 舗装道 <i>m</i>	2. 舗装道 <i>m</i>	2. 舗装道 <i>m</i>	
							1. 砂利道 <i>m</i>	1. 砂利道 <i>m</i>	1. 砂利道 <i>m</i>	1. 砂利道 <i>m</i>	
							2. 舗装道 <i>m</i>	2. 舗装道 <i>m</i>	2. 舗装道 <i>m</i>	2. 舗装道 <i>m</i>	